

離職した介護人材の再就職準備金 Q&A

Q1 従事開始後に「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」を知りましたが、申請できますか。

A1 申請書類の提出期限は、就労開始日から原則一カ月以内です（内定後、就労前に申請することも可能です）。

Q2 再就職の雇用形態が非正規職員であっても貸付の対象になりますか。

A2 雇用形態は問いませんが、再就職日から2年間継続して県内の介護保険事業所又は施設に介護職員等として、従事することが必要です（2年未満の雇用契約の場合は雇用契約に契約更新が可能であることが明記されていることが条件となります）。

Q3 10年以上前に介護の仕事をしていました。その勤務先からは業務従事期間証明が発行できないと言われました。離職した介護事業所で1年以上介護職として従事していたことをどう証明すればよいですか。

A3 原則として業務従事期間証明書の提出が必要となります。退職してから相当の時間が経過している等の理由により従事期間証明書の発行ができない場合、これにかわる従事期間・従事した日数・職種等を証明できる書類を提出してください（状況により追加書類の提出を求める場合があります）。

Q4 いくつかの事業所で従事していた場合、業務従事経験が1年以上あることを証明するにはどうすればよいですか。

A4 1か所で1年未満の場合は複数事業所からの業務従事期間証明書により、雇用期間が365日以上かつ介護等業務に従事した期間が180日以上あることを証明してください。

Q5 訪問介護員の修了証明書と介護福祉士資格登録証と、両方保有しているとき、両方の写しは必要ですか。

A5 介護福祉士資格登録証の写しのみで結構です。

Q6 間違えてマイナンバー入りの住民票を取り寄せてしまったのですが提出できますか。

A6 マイナンバーは提出前にご自身でマスキングなどにより、番号が判明できない状態にしてください。

Q7 内定している事業所の都合により雇用開始時期が遅れた場合はどうなりますか。

A7 福祉人材センター（貸付担当）までお問合せください。

Q8 再就職後に2年未満で退職した場合、返還額は一部免除になるのでしょうか。

A8 全額返還になります。但し、退職後2カ月以内に介護職として再就職した場合は引き続き従事しているものとみなし、併せて2年間以上従事した場合は免除対象となります（転職のために従事できなかった期間は返還免除期間に算入できません）

Q9 再就職から2年に満たないときに病気や妊娠・出産などで仕事を休まなければならない場合は返還になるのでしょうか。

A9 やむを得ない事情により一時期休職せざるを得ない場合は、その期間を返還猶予申請ができます。返還猶予が承認された場合、休職された期間は業務従事期間として算定することはできませんが、復職前と復職後、併せて2年以上の従事期間にて免除申請が可能となります。ただし、概ね1年間の猶予申し出期間を経たのち、復職が証明できない場合には返還となります。

Q10 東京の訪問介護事業所に在籍して、神奈川県内の訪問先で従事することになりました。返還免除対象になりますか。

A10 神奈川県内の事業所または施設に在籍して従事することが必要となりますので、返還免除対象となりません。

Q11 日々雇用（アプリ等による単発バイトなど）での従事は返還免除対象になりますか。

A11 継続した2年間の従事の証明が困難であるため、原則、返還免除対象となりません。